

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は収納関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納に関する事務
②事務の概要	大町町では、地方税法等により、個人住民税などの地方税、保育料、住宅使用料などに関する各賦課業務で確定した調定額に基づき、税金・料金の徴収に係る事務を行う。過誤納等があったときは、全部または一部を返納（還付）したり、他の未納に充てる（充当）等の事務を行う。 また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、納付を促すように督促状・催告書の送付を行う。 具体的には、 ①賦課業務より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税（付）義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理 ④滞納者を調査し、督促・催告処理 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し
③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第8項、第16項、第19項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の項番号15、27、28、31
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 農林建設課 子育て・健康課
②所属長	町民課長 西森 明広 建設課長 森 光昭 子育て・健康課 山崎ひとみ
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3115 農林建設課 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3151 子育て・健康課 佐賀県杵島郡大町町大字大町5000番地 0952-82-3186

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明